

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年11月6日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県が（阿南市〇〇）の法定外施設に布設した（〇〇）があることを県から〇〇（以下「〇〇」という。）から〇〇（以下「団体」という。）に覚え書を取らす指導した伺い及び通知書類全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年11月20日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるため」として、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年11月25日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和5年3月15日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

県は、本来あるべき書類（〇〇）に対して、県が管理する施設を売り飛ばした件で〇〇に対して、覚え書を出せとした指導命令書等の書類又は伺い復命書があるので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている公文書は、県が〇〇に対し、団体と覚書を締結するよう指導をした書類（伺い及び通知）（以下「本件公文書」という。）と推察されるが、県は、〇〇に対し、このような指導をした書類（伺い及び通知）を作成又は取得していないことから、本件請求に係る公文書は不存在である。

以上により、実施機関は条例第12条第3項の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年3月15日	諮問
令和7年1月27日 第2部会（第19回）	審議
同 年2月18日 第2部会（第20回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

審査請求人は、県が管理する施設を売却した件で〇〇に対して、指導命令書等の書類又は伺い復命書があるので出せと主張している。

これに対し、実施機関は弁明書にて本件公文書を作成又は取得しておらず不存在であると主張していることから、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関に対して、審査請求人が主張している覚書について確認したところ、〇〇と団体が〇〇の維持に関して交わしたものであり、実施機関は指導する立場にないとの説明であった。

また、審査請求人が主張する「あるべき書類」については、具体的な内容や根拠が示されておらず、「あるべき書類」の存在をうかがわせる事実を確認できなかったため、当審査会としては、本件公文書の存在を認めることはできない。

以上を踏まえると、本件請求に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明

に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	